

規制シート(様式)

(別紙1)

110195001310006

平成27年6月19日

規制の名称	無線局の登録制度	所管府省	総務省
根拠法令等	電波法第2章第2節	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総合通信基盤局電波部基幹通信課 課長 寺沢 孝二
規制目的	電波の有効利用を促進するため、無線局の登録制度を導入する等の改正を行うもの		
規制内容の概要	一定の条件を満たす無線局の免許に係る事前規制を一部緩和し、登録とする等の措置を講ずるもの	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	なし (※省令委任事項：対象となる無線設備について、平成22年に920MHz帯簡易無線局、平成24年に5GHz帯無線アクセスシステムの携帯基地局及び携帯局を追加、平成26年にPHS基地局の空中線電力10mW以下としていたものから1W以下に対象を拡大等)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	無線局の登録制度については、規制緩和を図る観点から、対象となる無線設備を順次追加し、今後も制度の活用が見込まれることから、電波の有効利用促進に資すると認められるため(平成26年度末現在の登録局数:約428千局)	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>-</p>